

○ 美幌・津別広域事務組合会計年度任用職員取扱規則

〔令和2年4月1日〕
規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、美幌・津別広域事務組合が雇用する会計年度任用職員の給与及び身分取扱等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組合構成町条例等の準用)

第2条 この規則施行に関して、事務局、消防本部及び美幌消防署職員は、美幌町会計年度任用職員の任用に関する規則(令和2年美幌町規則第15号)及び美幌町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年美幌町規則第16号)、津別消防署職員は、津別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和元年規則第23号)を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。